

生計維持者（※1）の家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた方へ、以下の制度をご案内いたします。

申請を希望する方は、森ノ宮医療大学学生支援室奨学金担当までご相談ください。

（※1）生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

【日本学生支援機構】給付奨学金—家計急変—（給付型）

生計維持者（※1）の死亡、事故又は病気（※2）、失職（※3:非自発的失業）、震災・火災・風水害等で被災し、家計に急変が生じ、経済的に修学が困難となった学生を支援する奨学金制度です。採用後は家計急変事由の発生から15か月を経過するまで、3か月毎に支援区分の見直し**があります。制度の詳細は、以下ホームページから確認できます。**

（※2）事故又は病気により、半年以上就労が困難な方

（※3）非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、日本学生支援機構が指定する離職理由コードに該当する方

○ 原則として、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。ただし、新入生については、急変事由発生日が進学前の2020年1月以降、2021年3月以前の場合は、進学から3か月以内に申し込む必要があります。

○ 発生事由によって必要書類が異なりますので、詳細は、学生支援室奨学金担当までお問い合わせください。

【ホームページ：日本学生支援機構給付奨学金（家計急変）】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

○ **新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方は、以下ホームページをご確認ください。**

【ホームページ：日本学生支援機構（新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援）】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

【日本学生支援機構】緊急採用・応急採用奨学金（貸与型）

生計維持者（※1）の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする者が対象です。制度の詳細は、ホームページから確認できます。

○ 家計が急変してから**12か月以内**の申込が必要です。

○ 発生事由によって必要書類が異なりますので、詳細は、学生支援室奨学金担当までお問い合わせください。

【ホームページ：日本学生支援機構（緊急採用・応急採用）】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用（第一種）奨学金【無利子】 ※すでに第一種奨学金に採用されている方は対象外	家計急変の事由が発生した月 ～採用年度の末までの間で希望する月	採用年度末まで
応急採用（第二種）奨学金【有利子】 ※すでに第二種奨学金に採用されている方は対象外	家計急変の事由が発生した月 ～採用年度の末までの間で希望する月	原則として卒業予定期まで

【森ノ宮医療大学独自の奨学金】応急支援授業料減免制度（給付型）

保護者または保証人の死亡、重度後遺障害（※4）、失業（※4）、破産により授業料の納入および学生生活が困難になった者が対象です。

○ 発生事由によって必要書類が異なりますので、詳細は、学生支援室奨学金担当までお問い合わせください。

（※4）別途、条件があります。詳細は、学生支援室奨学金担当までお問い合わせください。

対象者	全学科の在学生（休学中は対象外） ※新入生は、家計急変事由発生が入学後であること
減免額	当該年度の授業料の2分の1相当額 ※ただし、当該年度の授業料の2分の1相当額の範囲内で減免額を変更することがある
学力基準	（1年生）入学後の成績を基に判定 （2年生）前年度学業成績がGPA3.0以上または先修条件で定めのある単位を概ね修得できていること ※修業年限での卒業が見込めること
家計基準	家計急変前後の収入金額を比較し、30%以上の減少があること 【急変後の収入が以下の基準を満たすこと】 （給与収入）直近の収入合計が841万円以下 （給与収入以外）直近の総所得が355万円以下

「お問い合わせ先」

森ノ宮医療大学 学生支援室 奨学金担当（イーストポート1階）

TEL：06-6616-6911

（事務取扱時間：月～金曜日 9時～18時（閉館日を除く））